2011年 情報公開度に関する調査

全国市民オンブズマン連絡会議

目冶体名() 情報公開制度、条例等についての担当部者()
担当者名() 連絡先 電話 FAX メール
(以下の回答の基準日は2011年4月1日現在でお願いします。また、今後改定が計画されている場合は
記載をお願いします。各項のA、B、・・ のうち当てはまるものを選択してください。「その他」の場合は、具
体的に記述してください。)
1、交際費の公開度、情報公開の運用について、
【質問】① 貴自治体における、首長交際費の支出相手先の公開基準(2011年4月1日現在)について、お
問い合わせします。 首長交際費を情報公開請求した際の、支出の相手方の団体名、氏名の開示基準は
() である。(注)「開示基準」ですので、「これまでの開示の実績」ではありません。「その他」に
ついては、開示基準を、具体的に記述してください。
A 非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開
(「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
B 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、
個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
C 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名はすべて非公開
D 非個人の一部非公開(法人·団体名が一部非開示) (個人名は全面公開、一部公開も含む)
E その他()
【質問】② 首長交際費の相手方情報について、インターネット上での公開の基準は()である (注)
「開示基準」ですので、「これまでの開示の実績」ではありません。ネットでの氏名の公開を本人に確認する
場合は、非開示となる可能性があるので(B)となります。G の「その他」については、開示基準を具体的
に記述してください。
A 非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開
(「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
B 非個人の全面公開、個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
C 非個人の全面公開、個人名はすべて非公開(法人・団体名はすべて開示)
D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)
(個人については公開、一部公開も含む)
E 月毎の総額(または使途別の金額)のみ公開
F 公開していない G その他()
【質問】③ 情報公開の資料交付の際のコピー代(複写手数料、A4、白黒 1 枚)
は()である。 ^ 10円 - F 11円以上の()
A、10円、 B、11円以上の()円
2、議会のホームページ上での情報公開について
【質問】④ 貴自治体の議会の議事録について、ホームページ上に()
A 本会議、委員会の議事録が掲載されている。 B 本会議のみ、議事録が掲載されている。
C 掲載されていない。 D その他(【質問】⑤ 貴自治体の議会本会議の内容について、(
【貝向】③ 貝目冶体の磁云本云磯の内谷について、() A ホームページや役所等の施設で実況中継され、ホームページで録画を見ることができる。
A 小 ムトーノド区川寺の心政で夫が中極でれ、小一ムハーノで郵回を兄ることかできる。

С	ホームページで、録画のみ見ることができる。	(実況中継はされてい	ない)
D	中継も録画も行っていない。	E その他()
3、情	青報公開条例について		
貴自治	治体における、情報公開条例の内容について、	お問い合わせします。	
2011	年4月1日現在の内容について、A、B、・・の	うち当てはまるものを追	選択してください。
下記の)「条例」は「情報公開条例」のことです。		
【質問】	🕼 閲覧手数料について、情報公開請求時ま	たは交付時に、閲覧手	-数料を
() (注:「閲覧手数料」は、コピー代	(【質問】③の複写手数	料)のことではありません)
Α	、取らない		
В	3 条件付きで取る(条件は)	
C	こ 取る		
	D 現在は取らないが、情報公開審査会等で制	度変更を検討中	
【質問】	【⑦ 請求権者について、貴自治体への情報公	開請求 (条例上の請求	であり、任意開示を含めない
は、()である。		
(注)	「広義住民」とは、「住んでいる人、会社、学	校等に通っている人、和	『害関係者等』です。条例で
の「広鶉	義住民以外も任意開示を努力する」という条文	は C に該当します。)	ı
Α	、何人も請求可能		
В	3 広義住民以外の人は、請求理由を書けば請	求可能(条例に記載あり	()
С	は義住民のみ請求可能		
4、3セ	とク、外郭団体の情報公開について、		
【質問】	阁 情報公開条例において、公社、100%出資	法人(公営企業(水道	等)を含みません)が実施機関
になって	て() (AとBの複数回答可)		
Α	います。(公社等の実施機関名を記入してく	ださい。)
В	いないが、条例、規程等により、実施機関と	同様の開示が行われる	5公社、100%出資団体が存在
する。((法人名、または、多い場合は法人数等を記述	してください。)	
	情報公開条例 ()条)	
С	いません D その他()	
Е	公社、100%出資法人(公営企業(水道等)を記	含みません)がいずれも	存在しない。
【質問】	【⑨ 情報公開条例において、出資法人(貴自)	台体が二分の一以上を	出資している法人)に関する†
報公開	について()		
A 惶	青報開示に関する条文、または、「情報開示を行	テうよう努力する」などの)条文(「市長が要請」「措置 <i>0</i>
要請」な	なども含む)があり、情報公開請求が可能な出	資法人が存在する。	情報公開条例 ()条
()		
B 弅	条文にはないが、出資法人の規程等により、情	報公開請求が可能な出	出資法人が存在する。(情報な
開が可	「能な出資法人名、または、多い場合は出資法	人数等を記述してくださ	:(\ _o)
()
C 弅	条文がない。 D その他()	
Ε	出資法人(二分の一以上の出資の法人)が存	存しない。	

B ホームページでは中継されていないが、役所等の施設で実況中継されている。

以上です、ご協力ありがとうございました。

2010年度 全国(都道府県・全市)情報公開度ランキング採点基準

			010年	度 全国	(旬)	道府県・全市)情報公開度ランキング採点基準		
交際費公開度・運用	1	1	1	10ポイント	Α	非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開 (「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)		
		2	0 紙	6ポイント	В	非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名の一部の公開 (個人は相手により一部非開示)		
		交	のポイン	2ポイント	С	非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名はすべて非公開		
	ポイント	際 相 手	۱ ۱	0ポイント	D	非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示) (個人名は全面公開、 一部公開も含む)、「基準がない」「条例に基づき個別に判断」		
		情報(首長交)	1	10ポイント	Α	非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開 (「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)		
			・0ポッ	6ポイント	В	 非個人の全面公開、個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)		
				2ポイント		非個人の全面公開、個人名はすべて非公開(法人・団体名はすべて開示)		
			ント	1ポイント	D	非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)(個人については公開、一部公開		
				0ポイント	E, F	「月毎の総額(または使途別の金額)のみ公開」または、「公開していない」		
		ピョンポ 代コトイ	. 5	5ポイント	Α	10円		
			トイ	0ポイント	В	11円以上		
		4	1	10ポイント	Α	本会議とすべての委員会の議事録がHPに掲載されている		
		議	・ 0 ポ	6ポイント	-	本会議と予算、決算委員会の議事録がHPに掲載されている		
の		会議事録	ボ イ	3ポイント		本会議のみ、議事録がHPに掲載されている		
	20		ント	0ポイント		議事録がHPに掲載されていない		
	ポ			10ポイント		ホームページまたは施設等で中継され、いつでも録画が見れる(BかつCも含む)		
情 報	イン	会	1	8ポイント		ホームページで、いつでも録画が見れる(録音が聞ける)		
公開	+		0 ポ	5ポイント	U	DVD(ビデオ)を貸出して視聴できる		
נולו			ルイント			「CATVで中継、または録画が再放送されている」または、「HP、FM		
				3ポイント	В	放送、他の施設等で中継されている」(議場にいかなくても傍聴できる)		
				0ポイント	D	議会の中継も録画も行われていない (議場にいかないと傍聴できない)		
	10 ポ	数ト		5ポイント	A	取らない		
//±			イン	2ポイント	В	条件付きで取る		
情報				0ポイント		取る		
公開	ハイン			5ポイント	D	現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中		
条例	ント	⑦ 請	5 ポ	5ポイント		何人も請求可能		
נילו		求権者	イン	2ポイント	В	広義住民以外の人は、請求理由を書けば情報公開請求可能(条例に記載あり)		
				0ポイント	С	広義住民のみ情報公開請求可能		
セカイ		8 公 社、	公 社 1 0 1 ポ	10ポイント	A	情報公開条例において、公社、100%出資法人のいずれかが 実施機関になっている(地方独立行政法人、公営企業は含まない)		
		、100%出資法		5ポイント	В	公社、100%出資法人が実施機関ではないが、条例、規程等で実施機関と同様の開示が行われる公社、100%出資法人が存在する		
					С	「情報公開条例において、公社、100%出資法人のいずれもが実施機関になっていない。」は、各自 治体の条例をチェックして採点。		
					Ε	「公社、100%出資団体等が存在しない」は、【質問】⑨の採点を2倍した。		
		⑨ 2 分の 1 以上出資法人	5ポイント	5ポイント	Α	情報公開条例で、出資法人に関する情報公開の開示規定がある(条件付きを 含む)「努力義務規定」「市長が要請」「措置の要請」などを含む。		
				3ポイント	В	情報公開条例にはないが、出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公 開の開示規定がある(条件付きを含む)		
				0ポイント	С	情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開 示規定がまったくない		
					Е	「2分の1以上出資法人が存在しない」場合、【質問】⑧の採点を2倍した。		
						 】 ⑧と⑨のいずれも E「存在しない」場合は、		
	【質問】①~⑦の採点(55点満点)を「55分の70」倍する。							
		/ \ . L		70-12 / 5 . 1				

240

ポイント計

70ポイント